

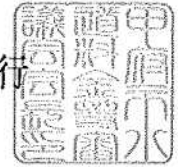


平成 23 年 10 月 28 日

甲府市長 宮 島 雅 展 様

甲府市水道料金等審議会

会 長 込 山 芳 行



適正な水道料金及び下水道使用料について（答申）

平成 23 年 8 月 2 日付け甲水発第 311 号で当審議会に諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は、次のとおりです。





本市においては、大正2年の給水開始から約100年、昭和37年の下水道の供用開始から約50年の歴史があり、上下水道事業はともに普及の時代から維持管理・更新の時代を迎えている。

こうした中で、住民生活や経済活動を支える最も重要な社会基盤施設である上下水道は、計画的な施設の更新、更には本年3月に発生した東日本大震災等の大規模地震の教訓を基に、施設の耐震化が大きな課題となっており、将来にわたり多額の費用が見込まれている。

一方で、少子高齢化や長引く景気の低迷、節水化の進行など、水需要は減少傾向が続くことが予測される中で、地方公営企業である上下水道事業においては、更なる経営の健全化・安定化が求められている。

独立採算を原則とする上下水道事業において、事業経営の主たる収入は水道料金、下水道使用料であり、これを適正に設定することが経営の健全化・安定化、持続可能な上下水道事業を実現するために欠かせない重要な課題である。

当審議会においては、平成24年度から平成26年度までの3か年を算定期間に定め、上下水道事業の概要、経営状況、算定期間内の事業計画や財政収支見通し、料金等のしくみなどについて、慎重に調査、審議を行ってきた。

上下水道事業の健全な事業経営に資するため、適正な水道料金、下水道使用料については、事業経営に与える影響や負担のより以上の公平性に十分留意して審議した結果、次のとおり意見が集約されたので、ここに答申する。

## 〔 基 本 的 事 項 〕

### 1 水 道 料 金

#### (1) 料金算定期間について

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年とする。

#### (2) 料金総額について

算定期間内の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、料金総額としては料金対象経費を料金収入で賄える見込みであることから、改定の必要はない。

#### (3) 料金体系について

ア 料金体系は、生活用水の低廉化や限りある水資源の観点から、口径別基本料金に水量区画別逓増型水量料金を加えた二部料金制を踏襲する。

イ 現状の料金体系と需要予測から見込まれる料金収入で、算定期間内に事業を行なうために必要な金額を賄うことができることから、料金体系について改定は行わない。

#### (4) 中道地区の水道料金について

水道事業においては、甲府水道と中道水道とは別事業となっていたが、本年 10 月 1 日に 1 つの事業として統合された。

事業統合前の中道水道の経営状況や適正な原価に基づく料金の水準、使用者間の負担の公平性の観点から、平成 24 年度に甲府地区と中道地区を同一の水道料金とする。

## 2 下水道使用料

### (1) 使用料算定期間について

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年とする。

### (2) 使用料総額について

算定期間内の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、使用料総額としては使用料対象経費を使用料収入で賄える見込みであることから、改定の必要はない。

### (3) 使用料体系について

ア 使用料体系は、生活排水の低廉化や限りある水資源の観点から、一律の基本料金に水量区画別累進型従量料金を加えた二部料金制を踏襲する。

イ 現状の使用料体系と需要予測から見込まれる使用料収入で、算定期間内に事業を行なうために必要な金額を賄うことができることから、使用料体系について改定は行わない。

### (4) 中道地区の下水道使用料について

下水道事業においては、既に 1 つの事業として経営されている。

経営状況や適正な原価に基づく使用料の水準、使用者間の負担の公平性の観点から、平成 24 年度に甲府地区と中道地区を同一の下水道使用料とする。

## 概 要

### 1 水道料金

#### (1) 料金総額

〈平成24年度から平成26年度までの総額、消費税抜き〉

(単位：千円)

全 体	
料金対象経費	13,548,188
料金収入見込	13,548,188
差 額	0
改 定 率	—

#### (2) 料金体系 (1ヶ月につき・消費税抜き)

	口径 (mm) 水量 (m <sup>3</sup> )	単価 (円)
基本料金	13	500
	20	900
	25	2,720
	40	6,860
	50	10,340
	75	23,940
	100	38,100
	150	57,670
	200	81,600
水量料金	1~10	59
	11~20	158
	21~60	174
	61~	217

(3) 中道地区水道料金 (1ヶ月につき・消費税抜き)

口径 (mm) 水量 (m <sup>3</sup> )	現行単価 (円)	改定単価 (円)	
基本料金	13	608	500
	20	1,065	900
	25	2,508	2,720
	40	5,931	6,860
	50	8,835	10,340
	75	19,419	23,940
	100	30,905	38,100
	150	—	57,670
	200	—	81,600
水量料金	1~10	44	59
	11~20	136	158
	21~60	149	174
	61~	197	217

## 2 下水道使用料

### (1) 使用料総額

〈平成24年度から平成26年度までの総額、消費税抜き〉

(単位：千円)

全 体	
使用料対象経費	9,957,277
使用料収入見込	9,957,277
差 額	0
改 定 率	—

### (2) 使用料体系 (1ヶ月につき・消費税抜き)

水 量 ( m <sup>3</sup> )		単 価 ( 円 )
基本使用料		460
水 量 使 用 料	1~10	70
	11~20	105
	21~30	120
	31~60	190
	61~500	230
	501~	245
	公衆浴場	30



(3) 中道地区下水道使用料 (1ヶ月につき・消費税抜き)

水 量 ( m <sup>3</sup> )		現 行 単 価 ( 円 )	改 定 単 価 ( 円 )
基本使用料		533	460
水 量 使 用 料	1~10	53	70
	11~20	99	105
	21~30	110	120
	31~60	164	190
	61~500	199	230
	501~	214	245
	公衆浴場	30	30

## 〔 要 望 事 項 〕

- 1 経費の縮減、職員数の適正化など、経営基盤の強化に積極的に取り組み、更なる経営の効率化に努めながらも、サービスの質は向上できるよう努めること。
- 2 サービスの向上や経費の縮減等が見込まれる業務については、民間委託を導入すること。ただしその際は、上下水道局内の技術継承や職員の育成、緊急時に対応できる体制の確保等を十分考慮すること。  
特に水道は、使用者の健康に直結するものであるので、決して安全性が損なわれることのないよう、万全な対応に努めること。
- 3 経営の効率化や、お客様サービスの向上に対する努力は、十分に使用者に評価されているとは言えないことから、課ごとの取組状況の可視化を進めるなど、広報に更なる工夫を講じること。
- 4 水道料金と下水道使用料は、住民生活や企業活動に影響を与えることから、料金等のしくみや経営状況について、さまざまな手段を通じて、わかりやすい情報提供に積極的に努めること。
- 5 施設の更新については、稼働状況や将来的な需要予測、施設規模等を勘案して、計画的に進めること。  
また、本年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、上下水道施設の耐震化を進めること。
- 6 企業債支払利息は経営に与える影響が大きいことから、企業債繰上償還等の支払利息が軽減される制度については、これまで対象となっていない企業債についても対象とするように、国等に積極的に働きかけること。

- 7 平成 27 年度に予定されている水道事業の甲府地区と中道地区との施設統合については、できるだけ早期の実現に努めること。

甲府市水道料金等審議会委員名簿

会	長	込	山	芳	行
副	会	風	間	ふ	た
委	員	箕	浦	一	哉
委	員	小	泉	久	司
委	員	齋	藤	伸	右
委	員	田	嶋	義	明
委	員	八	卷		昭
委	員	中	島		浩
委	員	山	崎	金	夫
委	員	藤	卷	弘	子
委	員	牛	奥	久	代
委	員	横	山	み	ど
委	員	越	石		寛
委	員	神	宮	寺	聡
委	員	渡	辺		健
委	員	務	台	喜	一
委	員	鐘	ヶ	江	さ
委	員	飯	島	牧	子

甲府市水道料金等審議会審議経緯

	開催年月日	審議内容等
第1回審議会	平成23年8月2日	委員委嘱、正・副会長選出、諮問 ○諮問事項について ○審議の日程と方法について ○上下水道事業概要について ○料金等のしくみについて ○算定期間について
第2回審議会	平成23年8月24日	○上下水道事業の経営状況について ○算定期間内の収支について
第3回審議会	平成23年9月20日	○適正な水道料金、下水道使用料について ○前回審議会の答申における要望事項について
第4回審議会	平成23年10月6日	○前回審議会の答申における要望事項について ○これまでの審議内容の整理について
第5回審議会	平成23年10月25日	○答申（案）について
	平成23年10月28日	答申